

[事案 24-22] 契約解除取消請求

・平成 24 年 10 月 11 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

募集人による告知義務違反の教唆があったとして、契約解除を無効として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 3 月に終身ガン保険に加入したが、平成 23 年 6 月に膀胱がんで入院・手術したため、退院後に給付金を請求したところ、告知義務違反で契約解除となった。しかしながら、告知書を作成する際、募集人から「告知はすべて『いいえ』で教えてください。印もすべて『いいえ』につけてください。」と指示されたのであるから、解除を無効として、契約どおりの給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は、過去 2 年以内の健康診断について異常を指摘されたことがあり、客観的に告知義務違反がある。
- (2) 告知義務違反を行うことについて、申立人には故意または少なくとも重大な過失がある。
- (3) 告知書を作成する際に、申立人に対して募集人が、「告知はすべて『いいえ』で教えてください。印もすべて『いいえ』につけてください。」と指示した事実はなく、告知義務違反による本件契約解除は有効である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面等にもとづき審理したが、正確な告知をすることを募集人が妨げ、あるいは虚偽の告知をすることを勧めたか否かが問題であるが、保険会社はこれを否認しており、かかる事実は、口頭でなされるものであることから、客観的な証拠による認定は困難である。これを認定するには偽証の制裁があり、反対尋問権を保障された裁判所における証人尋問を必要とするが、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、当事者の反対尋問等の厳密な証拠調べ手続きを有しないため、本件を適正に判断するためには裁判手続によることが妥当であることから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打ち切ることとした。